

★★

違法収益は被害者に返そう！

消費者被害を受けた全被害者に向けた院内集会の呼びかけ
「違法収益のはく奪・被害者還付制度の創設に向けて」

★★

主催

■近未来通信被害対策弁護団弁護団

弁護団長 弁護士 紀藤正樹
(約3000人から約400億円の被害)

■L&G被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 千葉 肇
(約3万7000人から約1260億円の被害)

■ワールドオーシャンファーム被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 栗原 浩
(約3万5000人から約850億円の被害)

[日程等]

場 所	参議院会館第1会議室 (地図は裏面)
日 時	2009 (平成21) 年5月20日
時 間	午後4時から6時
入場方法	午後3時20分から参議院会館入り口ロビーにて通行証を配布
参加資格	国会議員、被害者、この問題に関心のある全ての人々
費 用	無料

4月17日、消費者庁関連三法案が衆議院を通過し、現在、参議院で鋭意審議中です。年末には、消費者団体などが長年設置を求めていた消費者庁の設置がようやくできそうな情勢です。しかし被害者が具体的に求めてきた違法収益のはく奪と被害者還付法制は、残念ながら今回の法案には、盛り込まれませんでした。

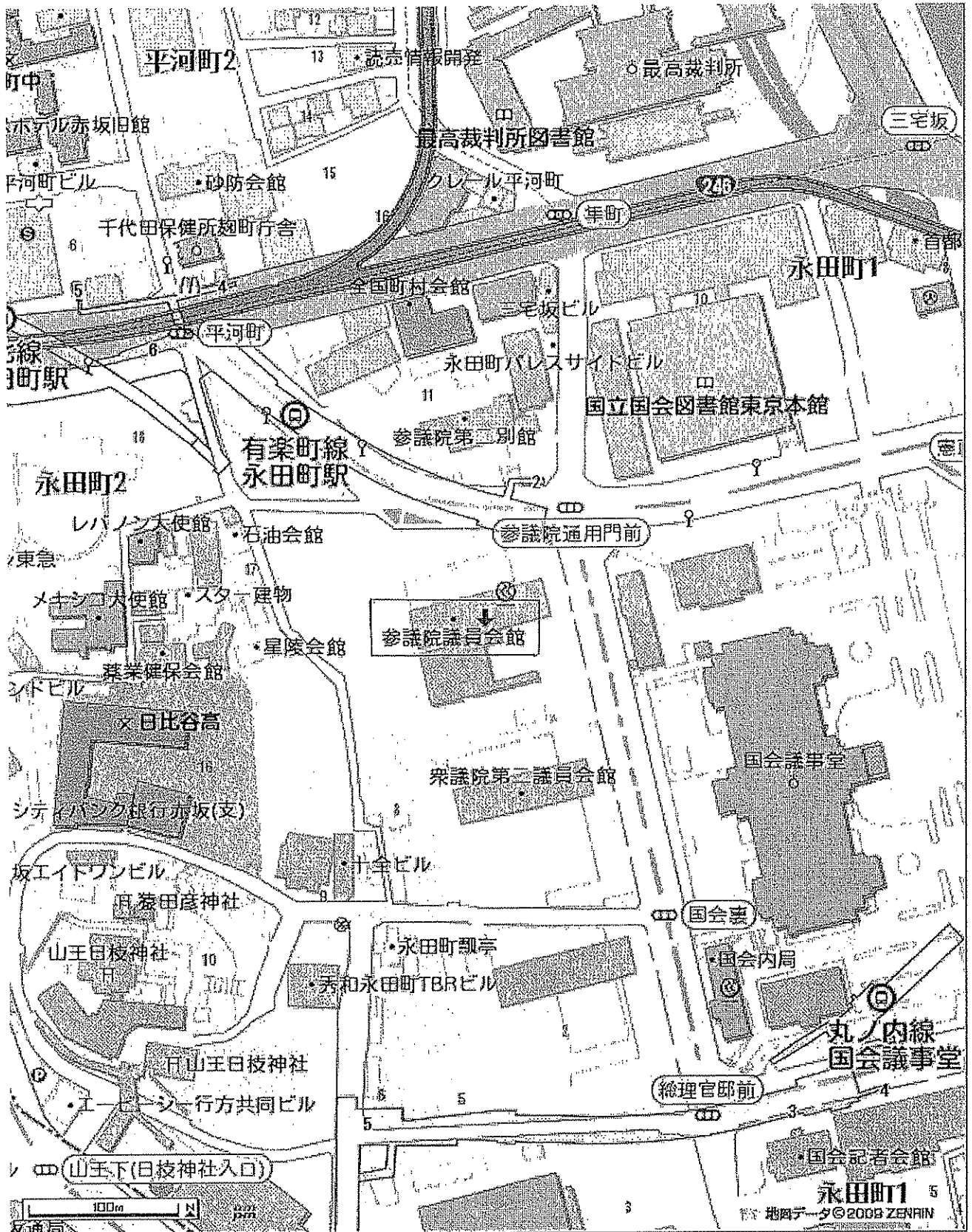
両制度は、消費者被害の救済のためには絶対不可欠な制度です。本来的に違法収益は、すべて被害者からの財産で得られたものです。現金であれ、税金であれ、隠し預金であれ、どういう名目のものであれ、違法な収益は、最終的に被害者に返すべきものです。

両制度は、今回の消費者庁設置とワンセットで導入すべき制度でした。3年を目途に「必要な措置を講ずる」とされていますが、3年とは言わず早急に制度化を図るべきだと考えます。従って、参議院において、現在審議がなされている今、ぜひ被害者らのおかれた窮状を、国会議員の皆様にご知っていただきたく、院内集会の参加を強く呼びかけます。(被害者であれば誰でも参加できます。)

[ご参考] 消費者庁設置法案の附則は次のように定められています。

政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
--

【地図】



《アクセス》. 有楽町線「永田町駅」1番出口

・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口

・千代田線・丸の内線「国会議事堂前駅」1番出口